

令和2年度
岐阜市

省エネ改修補助金※ のご案内

夏は涼しく、冬は暖かい家へ

※正式名：岐阜市住宅省エネ改修促進補助金

既存の住宅の外壁、床、天井、屋根などに断熱材を施したり、窓やガラスを断熱性能の高いものに交換することで、住宅の内外の熱の移動を少なくすることができます。

窓を断熱性能の高いものに交換



ガラスを断熱性能の高いものに交換



内窓



出典：資源エネルギー庁ウェブサイト

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index02.html)

対象となる方（個人・個人事業主）

※下記1及び2の条件を両方満たしていること

1. 岐阜市内の住宅に補助対象機器・設備を用いて省エネ改修（断熱リフォーム）を行った方。
2. 国採択事業者（一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)）から高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業の補助金額確定通知を受けている方。

詳細は「岐阜市住宅省エネ改修促進補助金交付要綱」をご確認ください。

補助対象機器・設備

国採択事業者（SII）が補助交付決定をした設備が対象となります。

例：高性能建材（ガラス、窓、断熱材）、家庭用蓄電システム、家庭用蓄熱設備

補助金額

国の補助金額の10分の1

ただし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

申請方法

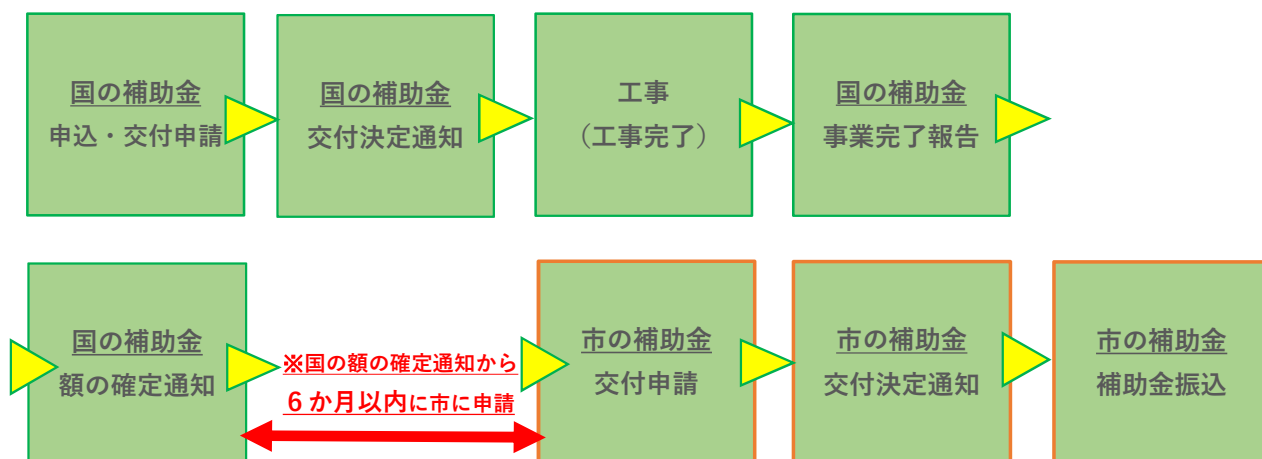
国の補助金額の確定通知日から6か月以内に申請してください。

補助金交付申請書を下記の必要書類とともに低炭素・資源循環課（岐阜市役所 南庁舎4階／下部に記載）の窓口へご提出ください。

申請時に必要な書類

- 補助金交付申請書（様式第1号）及び別紙
- 国の補助金額確定通知書の写し
- 国に提出した補助事業完了報告書類一式（完了実績報告書、総括表、明細書）の写し
- 国への交付申請時に添付した住民票の写し
- その他の書類（必要に応じて）

補助金のお受け取りまで



お問合せ先・補助金申請書類の提出先

岐阜市役所 環境部 低炭素・資源循環課
〒500-8720 岐阜市神田町1-11（岐阜市役所 南庁舎4階）
TEL：058-214-2149（直通）
FAX：058-264-7119
Mail：tanso-sigen@city.gifu.gifu.jp
HP：https://www.city.gifu.lg.jp/30737.htm

